



マルチ商法…友達に誘われても契約は慎重に！



助言



事例

学生時代の友人から「いいサイドビジネスの話がある」と誘われ、ネットワークビジネスのセミナーに参加した。商品を購入し会員になり、友人や知人を勧誘して会員を増やせばマージンがもらえるというビジネスだった。友人の勧めもあり契約した。しかし冷静に考えれば、友人、知人を勧誘するなど私には無理だ。解約したい。



商品やサービスを購入して会員になり、新たな加入者を見つけると利益が得られる仕組みを連鎖販売取引（マルチ商法）といいます。「ネットワークビジネス」や「MLM（マルチレベルマーケティング）」などと言われることもあります。

連鎖販売取引は、特定商取引法で広告や販売方法が厳しく規制されています。勧誘の際、事実と異なることを告げ誤認させることを禁止しており、「必ず儲かる」等の不実のことを伝えて勧誘した場合には、勧誘を行った者も違法性を問われる可能性があります。

なお、**契約書面を受け取ってから、または商品等の到着日のどちらか遅い日から起算して、20日以内であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度**があります。20日を経過した場合でも**①加入して1年未満 ②商品の引渡し後90日以内③商品は再販売していない④商品未使用などの要件を満たしている場合は解約料を払えば中途解約が可能な中途解約制度**もあります。

連鎖販売取引は、誰でも簡単に利益を得られる取引ではありません。消費者金融などで借金をして支払うケースも見られますが、売れない商品の在庫を大量に抱えることになり、借金だけが残る危険性があります。また何より、友人や知人を勧誘するケースが多く、関係を壊してしまうおそれもあります。

勧誘されても、セールストークをうのみにせず、慎重に検討しましょう。友人、知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

土・日曜・祝日の相談窓口は 188（局番なし）